

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

① 法人名称	学校法人東京純心女子学園
② 設置大学名称	東京純心大学
③ 担当部署	法人事務局
④ 問合せ先	tjhoujin@g.t-junshin.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	2025年9月13日
⑥ 点検結果の公表日	2025年10月1日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	<a href="https://www.t-junshin.ac.jp/univ/">https://www.t-junshin.ac.jp/univ/</a>
⑧ 本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

**【備考欄】**

--

**様式 I****I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

**I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明**

該当する基本原則	説明

**I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明**

該当する原則	説明

## 様式Ⅱ

### Ⅱ－Ⅰ. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

#### 原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	<p>本学の使命・目的は、聖母マリアに倣いキリストにおいて示された神の愛によって、豊かな情操と高い知性を育み、責任ある奉仕の精神に富む人材を育成することであり、「建学の精神」及び「教育理念」という基盤の上に、学部・学科ごとに定めている。これらはいずれも学則第2条及び第4条の2に具体的に明示している。また、学生便覧、大学公式ホームページ及び大学案内など、様々な媒体を通して学内外へ広く公表し、教職員・学生及びステークホルダーに周知している。</p>
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	<p>本学では、三つのポリシーを踏まえた、学修成果の評価に関する方針である「アセスメント・ポリシー」を策定し、学修成果等を検証している。学生の学修状況、資格取得状況、就職状況の調査、卒業時の満足度調査などを実施するとともに、これらの調査結果を点検・評価し教育改善に努め、教育の質を高めている。</p>
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	<p>「東京純心大学学則」、「東京純心大学運営組織規程」等に学長の役割、学長補佐体制としての副学長と学長補佐の役割、大学運営協議会、教授会について規定し、教学組織の権限と役割を明確にしている。</p> <p>大学の意思決定組織として、学長が議長となる大学運営協議会を置き、大学運営に関する重要事項を審議している。「東京純心大学大学運営協議会規程」には「学長は、協議会を招集し、主宰する」と規定されており、議長である学長に強いリーダーシップが付与されている。</p>
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	<p>大学運営に関する重要事項を審議する「大学運営協議会」の構成は、学長、副学長、図書館長、学部長、教養教育室長、学科長、学長補佐、事務局長、管理部長、学務部長、その他学長が特に必要とする者となっており、教職員の意見・提案を柔軟に汲み上げながら、教職協働体制で運営されている。また、学則第11条に基づく各委員会の構成員は、委員会目的に応じて適正に議論できるよう、各学科の専任教員と事務職員で構成している。</p> <p>大学運営協議会を中心に組織運営し、同協議会及び</p>

	<p>学内委員会等において、広く意見交換し重要事項を審議するなど、教職協働の体制を構築している。</p> <p>学修支援面では、「東京純心大学における学生支援に関する方針」に基づき、教職協働による体制を構築し各種委員会をはじめ、教員(特にアドバイザー)と職員が連携して学修、進路、就職など支援を行っている。</p>
<b>実施項目 1-1⑤</b>	<b>説明</b>
教職員の資質向上に係る取り組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	<p>教職員の資質向上に係る取り組みの基本方針として「東京純心大学におけるFD・SDの実施に関する方針」(以下「基本方針」)を定めている。基本方針に基づく年次計画の策定と推進のため、FD・SD委員会を設置し、FD・SD委員会が中心となって研修を実施するなど、教育内容・方法の改善の工夫・開発及び大学運営に関わる職員の資質・能力の向上に取り組んでいる。</p>

### 原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

<b>実施項目 1-2①</b>	<b>説明</b>
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	<p>大学学長・中高校長や事務局長の見解を収集した上で、財政面、教学面について具体的な「中期事業計画」を策定している。</p>
<b>実施項目 1-2②</b>	<b>説明</b>
計画実現のための進捗管理	<p>年度末に「中期事業計画」の進捗状況や到達状況を把握し、結果を理事会に報告するようにしている。</p>

### 原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

<b>実施項目 2-1①</b>	<b>説明</b>
社会の要請に応える人材の育成	<p>保健・医療・福祉、保育の分野を取り巻く環境の変化はめまぐるしく、高度化、多様化、複雑化する状況にある。社会の変化や要請に応じて高等教育機関としての責任を果たすため、本学の建学の精神、教育理念、使命・教育目的を基盤に、かけがえのない人間のいのちに、真摯に向き合うことができる専門職業人の育成をめざしている。</p>
<b>実施項目 2-1②</b>	<b>説明</b>
社会貢献・地域連携の推進	<p>本法人は八王子市と包括連携協定を締結し、大学コンソーシアム八王子の加盟校として地域社会に貢献している。また、「東京純心大学における社会連携・社会貢献活動に関する方針」を定め、地域共創センターを中心に社会貢献・地域連携を推進している。</p> <p>地域共創センターは、大学開放の一環として、地域住民に対して生涯学習の機会の提供、施設の開放及び地方公共団体等に対して教職員を派遣し、地域社会と</p>

	<p>の交流を深めることを目的（「東京純心大学 地域共創センター規程」第2条）としている。</p> <p>地域共創センターでは、大学コンソーシアム八王子の加盟校として講座提供をしている他、八王子学園都市大学いちょう塾・夏休み子どもいちょう塾・ふれあいこどもまつり・八王子市教育委員会主催市民自由講座など数多くの公開講座、講演会を提供するなど地域社会に貢献している。</p>
--	--

## 原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	「東京純心大学における学生支援に関する方針」に基づき各種委員会をはじめ教員と職員が協働する体制が構築されている。障がいのある学生についても、同方針に基づき適切に配慮している。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用は適切に行っている。理事7名のうち女性は4名。監事2名はともに女性。評議員9名のうち3名が女性で、総数18名中9名が女性である。

## 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事選任のための理事選任機関を「寄附行為」に基づき設置し、「寄附行為」に従って適切に理事を選任している。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	<p>理事会は、定期的開催のほか、必要に応じて臨時に開催し、「法令」及び「寄附行為」に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定している。</p> <p>理事会及び評議員会の構成、権限、職務及び義務や運営に関することを「寄附行為」に定め、適切に運営している。</p> <p>理事会・評議員会で決した事業計画や方針に基づいた法人の日常業務運営は、理事長及び常任理事で構成される常任理事会で審議し、執行している。常任理事会の審議内容は理事会に報告し、適切に運営を行っている。</p> <p>理事会と評議員会の決議が異なる場合については、「寄附行為」及び「理事・評議員協議会運営規程」に基づき、理事・評議員協議会を開催し、協議を行うこ</p>

	<p>ととなっている。</p> <p>理事会、評議員会及び常任理事会の議事録は、「寄附行為」に基づき、適切に作成、保存管理している。</p>
<b>実施項目 3-1③</b>	<b>説明</b>
理事への情報提供・研修機会の充実	<p>理事会開催前に「寄附行為」に基づいて情報提供等を行っている。各役員から個別に情報提供の依頼があった場合は当該役員のほかすべての役員に同情報を提供している。また過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。</p>

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

<b>実施項目 3-2①</b>	<b>説明</b>
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。</p> <p>会計監査人の職務等を「寄附行為」に定め、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。</p>
<b>実施項目 3-2②</b>	<b>説明</b>
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	<p>監事による監査について「監事監査規程」及び「内部監査規程」に必要事項を定めている。監事は、会計監査人と情報交換や協力して調査を行う等の連携についても定め、適切に監査を実施している。</p>
<b>実施項目 3-2③</b>	<b>説明</b>
監事への情報提供・研修機会の充実	<p>監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供の確保・充実に努めている。</p>

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

<b>実施項目 3-3①</b>	<b>説明</b>
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>評議員の定数と資格要件を「寄附行為」に定め、明確にしている。</p> <p>評議員選任を「寄附行為」に定め、適切に評議員選任を行っている。</p>
<b>実施項目 3-3②</b>	<b>説明</b>
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	<p>評議員会の招集、運営、議決事項を「寄附行為」に定め、適切に運営している。</p> <p>理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為及び「理事・評議員協議会運営規程」に基づき、理事・評議員協議会を開催し、協議を行うこととなっている。</p> <p>理事会、評議員会及び常任理事会の議事録は、「寄附</p>

	行為」に基づき、適切に作成、保存管理している。
<b>実施項目 3-3③</b>	<b>説明</b>
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案・決議等を報告し、情報提供を行っている。

#### 原則 3-4 危機管理体制の確立

<b>実施項目 3-4①</b>	<b>説明</b>
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「リスク管理規程」を定め、理事長をリスク管理統括する責任者とし、学長、校長および法人事務局長は、当該部局におけるリスク管理の責任者としてリスク管理体制の確立、対応方策の決定等の措置を講じることになっている。
<b>実施項目 3-4②</b>	<b>説明</b>
法令等遵守のための体制整備	理事および職員の職務執行が「法令」「寄附行為」に適合することを確保するために「コンプライアンス規程」を定めている。また同規程に定める目的を達成するためにコンプライアンス推進委員会を設けている。

#### 原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

<b>実施項目 4-1①</b>	<b>説明</b>
情報公開推進のための方針の策定	運営の透明性ならびに情報発信の信頼性向上は重要な責務と位置づけている。法令の趣旨を踏まえた情報公開体制を整備し、迅速かつ的確に社会へ開示するよう取り組んでいる。 公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質を一層向上させるため、法律上公開が定められていない情報についても公開に努めている。
<b>実施項目 4-1②</b>	<b>説明</b>
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ホームページをはじめ、学生便覧や大学案内などに分かりやすく簡潔に文章化して社会に周知している。

#### II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

<b>該当する原則</b>	<b>説明</b>